

令和4年第2回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年2月4日（金曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認について
「令和3年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）
- 第 6 議案第 2号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）
- 第 7 議案第 3号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君

建設課長	金子伸二君
上下水道課長	棟方富輝君
商工観光課長	高橋伸君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	佐藤諒輔君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和4年第2回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時53分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から 議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和4年第2回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には、何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行が始まってから2年が経ちましたが、国内の一日当たりの新規感染者数は、連日のように過去最多を更新しており、道内でも、昨日、これまでで最も多い3,788人の感染が確認されました。今年に入り、感染力が非常に強いとされるオミクロン株が猛威をふるい、かつてないスピードで感染が急拡大しており、恐れていた第6波の勢いが止まらない状況となっております。

町内においても、飲食を伴う会合による集団感染、クラスターが発生し、40人にまで拡大する事態となり、町民の皆様におかれましても、不安を感じていた方も多かったことと思います。

罹患された方々やそのご家族の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。また、昼夜を問わず感染拡大防止や治療に取り組んでいただいている保健所並びに医療従事者の皆様に深く敬意を表し、感謝申し上げる次第であります。

クラスターの発生を受け、町といたしましては、感染拡大防止のため、多数の方が出入りする公共施設を閉鎖したほか、留萌振興局からの依頼を受け、濃厚接触が疑われる方への聴き取り調査やPCR検査受検者の誘導などの協力を行い、更なる感染拡大防止に努めてきたところであり、また、町民の皆様が感じる感染への不安を少しでも取り除けるよう、クラスターの経緯や状況、町等の対応、相談窓口の案内などを私からのメッセージとして呼びかけをさせていただいたところでもあります。

このような状況の中、国のまん延防止等重点措置は、本日時点で34都道府県に適用

されており、北海道からは、全道域を対象として外出・移動や飲食の際の行動変容など感染症対策の一層の強化・徹底について、道民に要請がなされているところであります。本町の対応といたしましては、基本的な感染防止行動を徹底した上で町内公共施設の利用を再開したところでありますが、町民の皆様におかれましては、自分は大丈夫との思い込みは捨て、密閉、密集、密接、いわゆる3つの密の回避や、人と人との距離の確保、マスクの正しい着用、手洗いや手指消毒、一定時間ごとの換気をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底し、ご自身や大切な人の命と健康を守る行動に努めていただきますようお願いいたします。

また、これまで陽性者が発生した場合は、留萌保健所において当該患者の行動歴や濃厚接触者の特定、感染が疑われる方への聴き取り調査などが進めてきましたが、今後は、同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化し、同居家族以外で感染の可能性がある方には、陽性となられた方ご本人が職場や疑われる方などに直接連絡するよう対応が変更となりました。

万が一、ご自身や身近な人が感染された際に、少しでも早く感染の拡がりを止められるよう、町民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。2回接種を終了した方は、先月末日時点で5,694人、接種対象者に占める割合は93.87%となりました。3回目接種につきましては、既に医療従事者や介護福祉施設の職員等を対象に始めており、今月1日から一般高齢者を対象とした集団接種を開始したところであります。町では、対象となる方への接種案内など着実に進めているところでありますが、引き続き、町民の皆様の安全、安心を確保するため、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症は、注意していても誰もが感染する可能性があるものであります。感染症に関する様々な情報が錯綜する中、感染された方やその家族、勤務先などに対する差別、偏見につながるような行為、誹謗中傷が報道等で見られますが、決して許されるものではありません。

町民の皆様におかれましては、不確かな情報やうわさに惑わされず、正しい情報の下に、冷静で思いやりのある行動をとっていただきますことを心から切望いたします。

町といたしましても、今後も北海道と連携を深め、感染拡大防止に全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております案件は、専決処分の報告、承認が各1件、議案として補正予算案2件の合わせて4件であります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君 2番 磯 野 直 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則 第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法 第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告について、その内容をご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月4日提出、羽幌町長。

理由につきましては、議会において指定されております和解および損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので報告するものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

次に、和解の相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

次に、和解の内容につきましては、1、羽幌町の過失割合を100%とする。2、羽幌町は断線させたテレビ線を原型に復す費用を負担する。3、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議の申し立て等はない。

次に、損害賠償額は8万8,000円で、全て保険の適用となっております。

次に、事故の概要ですが、発生日時及び発生場所につきましては、記載のとおりでございます。

次に、発生状況ですが、令和3年12月1日から2日にかけての強風によりまして、記載の集会所の敷地内の木が幹折れし、相手方が所有するテレビ線に引っかかり、断線させたものでございます。

なお、修理の完了をもちまして、相手方と対物賠償に関する示談書を交わし、専決処分をしたものでございます。

以上をもちまして、報告とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから報告第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎承認第1号

○議長（森 淳君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について「令和3年度羽幌町一般会計補正予算」（第8号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました、承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和4年2月4日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります、令和4年1月14日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,958万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億673万7,000円とするものであります。

補正の内容をご説明いたします。まず歳出からご説明いたしますが、国の補正予算に係る全額国庫補助金で実施される事業と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業に分けてご説明いたします。

初めに、国の補正予算に係る事業につきましてご説明いたします。

6ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において、住民税非課税世帯臨時特別給付事業総額1億4,434万6,000円の増額は、一定の要件を満たす住民税非課税世帯と、新型コロナウイルス感染症拡大により、家計が著しく悪化した世帯に対し、1世帯当たり10万円の支援金を支給するものであります。

7ページをご覧ください。同じく児童措置費において、子育て世帯への臨時特別給付追加給付金事業、総額4,428万4,000円の増額は、主たる生計維持者の所得が一定の額を下回る子育て世帯に対し、18歳以下の子供1人当たり5万円の追加支援を行うものであります。当町におきましては、クーポン券の発行による支援など国が示した3つの方法の中から、子供の年齢などにより、各家庭が必要とする内容に柔軟な対応が可能となる現金給付を選択し、支給を行うこととしております。

10ページをお開き願います。13款諸支出金、職員給与費において、職員手当等57万2,000円の増額は、ただいまご説明いたしました2つの事業に係る職員の時間外勤務手当となっております。

次の11ページ及び12ページにつきましては、給与費明細書の状況であります。ご覧をいただき説明は省略をさせていただきます。

続いて、地方創生臨時交付金を活用する事業につきましてご説明いたします。7ページにお戻りください。3款民生費、児童措置費においてページの1番下になりますが、子育て世帯への臨時特別給付金事業、地方創生臨時交付金事業分450万円の増額は、国の制度上では子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象外となる主たる生計維持者の所得が一定額以上である世帯や、親が別居中または基準日以降に離婚している場合で、18歳以下の子供と同居しているにもかかわらず給付金が受け取れない独り親家庭に対し、18歳以下の子供1人当たり10万円を支給するものであります。

8ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費において、消費活性化対策事業総額3,485万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、燃油高騰などにより町民の消費行動が低迷しており、町内事業者を取り巻く環境は依然として厳しいことから、町民1人当たり5,000円のクーポン券を発行し、町内経済の活性化を図るとともに、町民の生活支援を行うものであります。

9 ページをご覧ください。10 款教育費、中学校費、学校管理費において、工事請負費 90 万 2,000 円の増額は、羽幌中学校の感染防止に係る換気対策として、授業等で使用する各教室に網戸を設置するものであります。同じく高等学校費、教育振興費において、工事請負費 12 万 4,000 円の増額は、天売高等学校学生寮の感染防止に係る換気対策として、玄関用網戸を設置するものであります。

なお、商工費以外の事業につきまして、全額一般財源としておりますが、後日他の地方創生臨時交付金事業の補正に合わせ、財源更正を行うこととしております。

次に、歳入につきましてご説明いたします。5 ページをお開き願います。14 款国庫支出金、総務費国庫補助金 3,300 万円の増額は、消費活性化対策事業に係る地方創生臨時交付金を増額するものであり、同じく民生費国庫補助金 1 億 8,920 万 2,000 円の増額は、全額国庫補助金で実施される住民税非課税世帯臨時特別給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付追加給付金事業に係る補助金を増額するものであります。

次の 18 款繰入金、財政調整基金繰入金 737 万 8,000 円の増額は、財源調整として増額するものであります。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。

よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第 1 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 1 号 専決処分の承認について「令和 3 年度羽幌町一般会計補正予算」（第 8 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 2 号～議案第 3 号

○議長（森 淳君） 日程第 6、議案第 2 号 令和 3 年度羽幌町一般会計補正予算（第 9 号）、日程第 7、議案第 3 号 令和 3 年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,663万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,336万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。債務負担行為補正につきましては、いきいき交流センター設置の冷凍冷蔵庫が経年劣化により、故障が発生しており、早急に交換が必要ですが、昨今の半導体不足により、近日中に発注いたしましても、年度内の納入が困難な状況にありますことから、納期および支出を翌年度として対応するため、追加するものであります。

次に、歳出の8款土木費、道路維持費において、除雪委託料6,663万1,000円の増額は、12月下旬からの降雪により除排雪業務量が大幅に増加しており、契約期間中の委託料に不足が見込まれますことから増額するものであります。なお、財源につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に変更はなく、債務負担行為を追加するものであります。内容につきましては、天売簡易水道におけるテレメーターが落雷により故障し、応急処理により対応しつつ早急に交換が必要な状況ですが、こちらも半導体不足により交換部品の調達に時間を要するため、近日中に発注いたしましても年度内の修繕が困難な状況にありますことから、工期及び支出を翌年度として対応するため、追加するものであります。

以上が補正をいたします予算の内容であります。

よろしくご審議、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び債務負担行為一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

○議長（森 淳君） これから議案第2号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）について、歳入歳出予算及び債務負担行為一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算(第9号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(森 淳君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和4年第2回羽幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 3時23分)